

# 国保・後期高齢者医療制度のお知らせ

更新時期です

## 国民健康保険高齢受給者証

国民健康保険高齢受給者証は、後期高齢者医療制度の被保険者の方を除く70歳から74歳の方に交付しています。交付している高齢受給者証の有効期限は7月31日までです。

8月1日からご使用いただく高齢受給者証は、あらかじめ所得判定が行われ一部負担割合を決定して、7月末日にご自宅に郵送します。

## ◆高齢受給者の適用開始日

7月2日以降70歳になられる方は、70歳の誕生日の翌月（1日が誕生日の方はその月から該当します）ので、70歳の誕生日の末日まで（1日が誕生日の方は誕生日の前月下旬）に郵送します。

## 後期高齢者医療制度被保険者証

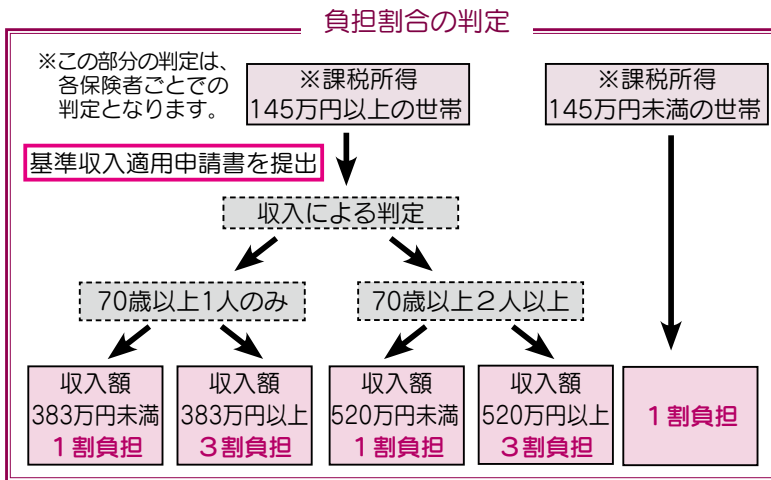
現在、交付している後期高齢者被保険者証の有効期限は、7月31日までです。

8月1日からご使用いただく被保険者証は、あらかじめ所得判定が行われ一部負担割合を決定して、7月末日までにご自宅に郵送します。

有効期限の過ぎた被保険者証は、窓口へ返却していただくか、各自で裁断処分をお願いします。

## 負担割合の判定について

負担割合は、同じ世帯に属する70歳以上の方の、平成22年中の住民税課税所得から判定されます。判定については、左図のとおりです。



国民健康保険の被保険者で70歳以上の高齢受給者証をお持ちの方は、平成24年4月から自己負担割合が2割（現役なみの所得がある人は3割のまま）となる予定です。

## 限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請（更新含む）のお知らせ

国民健康保険および後期高齢者医療保険の被保険者で、入院される方、または、入院されている方は、あらかじめ「限度額適用認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請をし、交付された各認定証を医療機関に被保険者証と一緒に提示することで、窓口での支払が自己負担限度額までとなります。

※自己負担限度額については、各担当までお問い合わせください。

現在、各認定証の交付を受けておられる方は、有効期限は7月31日までとなっています。

引き続き、認定証などが必要な方は、8月1日以降に各担当まで交付申請にお越しくください。

### ★ 各認定証の適用範囲・交付条件など ★

		限度額適用認定証	限度額適用・標準負担額減額認定証
適用範囲		・医療費：限度額までの負担	・医療費：限度額までの負担 ・食費：入院時の食事代が減額
交付条件		・国保税の未納期間のない世帯	・保険税（料）の未納期間のない世帯 ・住民税非課税世帯
国保	70歳未満	○	○
	70歳以上 75歳未満	△	○
後期高齢	75歳以上	△	○

### ◆問い合わせ先

役場 保険年金課

○国民健康保険係

☎内線1144～1146

○後期高齢者医療係

☎内線1147